

介護老人保健施設日和の里 通所リハビリテーション 利用料金一覧表

通所リハビリテーション利用料 ＊地域区分：大津市（5 級地 10.55）

介護保険報酬 基本利用料			＊単位（円）		
通常規模型通所リハビリテーション	基本単位	算定単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1 1～2 時間	369	1 日	390	779	1168
要介護 2	398	1 日	420	840	1260
要介護 3	429	1 日	453	905	1358
要介護 4	458	1 日	484	967	1450
要介護 5	491	1 日	518	1036	1554
要介護 1 2～3 時間	383	1 日	404	808	1212
要介護 2	439	1 日	464	927	1390
要介護 3	498	1 日	526	1051	1576
要介護 4	555	1 日	586	1171	1757
要介護 5	612	1 日	646	1292	1937
要介護 1 3～4 時間	486	1 日	513	1026	1539
要介護 2	565	1 日	596	1192	1788
要介護 3	643	1 日	679	1357	2035
要介護 4	743	1 日	784	1568	2352
要介護 5	842	1 日	889	1777	2665
要介護 1 4～5 時間	553	1 日	584	1167	1751
要介護 2	642	1 日	678	1355	2032
要介護 3	730	1 日	771	1541	2311
要介護 4	844	1 日	891	1781	2672
要介護 5	957	1 日	1010	2020	3029
要介護 1 5～6 時間	622	1 日	657	1313	1969
要介護 2	738	1 日	779	1557	2336
要介護 3	852	1 日	899	1798	2697
要介護 4	987	1 日	1042	2083	3124
要介護 5	1120	1 日	1182	2364	3545
要介護 1 6～7 時間	715	1 日	755	1509	2263
要介護 2	850	1 日	897	1794	2691
要介護 3	981	1 日	1035	2070	3105
要介護 4	1137	1 日	1200	2399	3599
要介護 5	1290	1 日	1361	2722	4083
加算利用料					
サービス提供体制加算Ⅰ（＊）	22	1 日	24	47	70
中重度者ケア体制加算（＊）	20	1 日	22	43	64
栄養アセスメント加算（＊）	50	1 月	53	106	159
科学的介護推進体制加算Ⅰ（＊）	40	1 月	43	85	127
リハビリ提供体制加算（＊）3～4 時間	12	1 日	13	26	38
リハビリ提供体制加算（＊）4～5 時間	16	1 日	17	34	51

リハビリ提供体制加算（＊）５－６ 時間	20	１ 日	22	43	64
リハビリ提供体制加算（＊）６－７ 時間	24	１ 日	26	51	76
リハビリマネジメント加算イ ６月内	560	月 １ 回	591	1182	1773
リハビリマネジメント加算イ ６月超	240	月 １ 回	254	507	760
リハビリマネジメント加算ロ ６月内	593	月 １ 回	626	1252	1877
リハビリマネジメント加算ロ ６月超	273	月 １ 回	288	576	864
リハビリマネジメント加算ハ ６月内	793	月 １ 回	837	1674	2510
リハビリマネジメント加算ハ ６月超	473	月 １ 回	499	998	1497
リハビリマネジメント加算（医師説明）	270	月 １ 回	285	570	855
退院時共同指導加算	600	退院時 １ 回	633	1266	1899
短期集中個別リハビリ実施加算	110	１ 日	116	232	348
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ	240	１ 日	254	507	760
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ	1920	月 １ 回	2026	4052	6077
生活行為向上リハビリ実施加算	1250	月 １ 回	1319	2638	3957
移行支援加算	12	１ 日	13	26	38
栄養改善加算	200	１ 回(月 ２ 回迄)	211	422	633
若年性認知症利用者受入加算	60	１ 日	64	127	190
重度療養管理加算	100	１ 日	106	211	317
入浴介助加算Ⅰ	40	１ 日	43	85	127
入浴介助加算Ⅱ	60	１ 日	64	127	190
送迎減算未実施減算	－47	１ 回（片道）	－50	－99	－149
介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊）	×0.086	１ 月	R6 年 6 月～		
介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊）	×0.047	１ 月	R6 年 4～5 月迄		
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（＊）	×0.020	１ 月	R6 年 4～5 月迄		
介護職員等ベースアップ等支援加算（＊）	×0.01	１ 月	R6 年 4～5 月迄		
食費・その他自費利用料					
食費	１ 日	660 円			
日用品セット費	１ 日	130 円			
教養娯楽費	１ 日	80 円			
行事・レクレーション費	１ 回	実費			
健康管理費	１ 回	実費			
文書作成料	１ 通	1620 円～			
その他、立替費用	１ 品	実費			
キャンセル料	利用日当日にご連絡をいただいた場合 自費負担額の 100％				
	利用日前日までにご連絡をいただいた場合 自費負担額の 50％				
	利用日前々日までにご連絡をいただいた場合 キャンセル料発生しません				
加算利用料 算定要件					
サービス提供体制加算Ⅰ（＊）	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合又は経験年数のある介護福祉士が厚生労働大臣の定める基準以上配置している場合に算定されます。				
中重度者ケア体制加算（＊）	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、要介護３以上の利用者様の受入れを行っている場合に加算されます。				
栄養アセスメント加算（＊）	厚生労働大臣が定める基準に基づく職員配置があり、利用者ごとに栄養アセスメントを実施				

	し、当該情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ（＊）	利用者様の心身の状況、疾病、服薬状況等に関する情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合に算定されます。
リハビリ提供体制加算（＊）３～４ 時間	厚生労働大臣が定める基準に基づく各サービス提供時間の職員配置がある場合に加算されます。
リハビリ提供体制加算（＊）４～５ 時間	
リハビリ提供体制加算（＊）５～６ 時間	
リハビリ提供体制加算（＊）６～７ 時間	
リハビリマネジメント加算Ⅰ ６月内 ６ 月超	リハビリ担当が利用者様宅に訪問し、日常生活の留意点やリハビリに関する説明を行い、リハビリ実施計画に基づきサービス提供し、定期的なリハビリ会議開催による必要な情報共有を関係職種で行い、その内容を定期的に評価、見直しを行った場合、取組みの期間ごとに加算されます。
リハビリマネジメント加算Ⅱ ６月内 ６ 月超	リハビリマネジメント加算Ⅰに加え、利用者様の心身の状況、疾病、服薬状況等に関する情報を厚生労働省に提出し必要な情報を計画の見直し等に活用している場合、取組み期間ごとに加算されます。
リハビリマネジメント加算Ⅲ ６月内 ６ 月超	リハビリマネジメント加算Ⅱに加え、口腔、栄養アセスメントの実施し関係職種間で情報共有や必要な情報を計画の見直し等に活用している場合、取組み期間ごとに加算されます。
リハビリマネジメント加算（医師説明）	リハビリマネジメント計画について医師が説明を行った場合に加算されます。
退院時共同指導加算	利用者様が医療機関を退院するにあたり医師又はリハビリ担当が退院前カンファレンスに参加し、医療機関の医師又はリハビリ担当等と情報共有を行い共同指導した場合、退院後 1 回加算されます。
短期集中個別リハビリ実施加算	退院（所）又は通所開始日より 3 月間、利用中に個別リハビリを集中的に実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅰ	退院（所）又は通所開始日より 3 月間、認知症であると医師が判断した利用者様に対し、週 2 日を限度し集中的に個別リハビリを実施した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリ実施加算Ⅱ	リハビリテーションマネジメント加算を算定し、認知症であると医師が判断した利用者様に対し、上記加算算定より 3 月以降、月 4 回以上個別リハビリを実施した場合に加算されます。
生活行為向上リハビリ実施加算	生活行為の内容の充実を図る為のリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
移行支援加算	通所リハビリテーションを利用終了した方内、厚労省が定める評価対象期間において指定通所介護等を利用した方の占める割合や指定通所介護等を継続利用される見込みであることを確認し、移行先の指定通所介護等によりリハビリテーション計画等の情報提供を行った場合に加算されます。
栄養改善加算	低栄養状態、又はそのおそれのある利用者様に対し、管理栄養士が看護介護職員等と共同し、摂食、嚥下機能及び食形態に配慮し、栄養ケア計画を作成し、適切なサービスを実施、評価した場合に加算されます。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様に対し、通所リハビリを行った場合に算定されます。
重度療養管理加算	要介護 3～5 で厚生労働大臣が定める医学的管理を利用中に実施した場合に算定されます。
入浴介助加算Ⅰ	入浴をご利用された場合、1 回あたりに加算されます。
入浴介助加算Ⅱ	職員がご自宅の入浴環境評価を行い住宅改修、福祉用具等の助言やご自宅の入浴環境に近い環境で入浴介助を行った場合に加算されます。
送迎減算未実施減算	利用時において、通所スタッフによる送迎を行わない場合、片道ごとに利用料金を減額します。
介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊）	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。（R6 年 6 月～）

介護職員処遇改善加算Ⅰ（＊） 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（＊） 介護職員等ベースアップ等支援加算（＊）	厚生労働大臣が定める基準により、介護職員に対する賃金改善等を実施している場合に算定されます。（R6 年 4～5 月迄）
自費利用料（その他の日常生活費およびサービス利用料）	
食費	利用中に食事提供を行った場合に頂戴します。
日用品セット費	利用者様個人で使用されるタオル、バスタオル、シャンプー、剃刀など必要な物の費用として頂戴します。
教養娯楽費	利用者様が行う書道、手芸、工作、カラオケ等、教養娯楽の為に要する費用として頂戴します。
行事・レクリエーション費	クラブ、レクリエーションなどをご希望により個別で実施した際、頂戴します。
健康管理費	入所ご利用中にワクチン接種などされた際に費用を頂戴します。
文書作成料	一般診断書、他事業所への情報提供書類、死亡診断書などを作成した際に頂戴します。
その他、立替費用	利用者様個人で使用される私物を施設が立替払いをした際に頂戴します。

- （＊）印の加算は体制加算ですのですべての利用者様へ算定します。
- ＊上記の金額は 1 日あたりの金額ですが、実際の清算時には端数処理により若干の差異が生じます。
- また消費税が加算される利用料もございますので御了承ください。
- ＊日用品費、その他教養娯楽費等の費用については、利用時の心身の状況によりご相談いただく場合もございます。